

令和6年度 札幌市保健所運営協議会

次 第

令和6年12月13日（金）19時00分

保健所2階 大会議室

1 開会

2 委員紹介

3 保健所職員紹介

4 委員長・副委員長選出

5 議事

- (1) 札幌市保健所事業概要（報告）について
- (2) インフルエンザと新型コロナウイルスの流行状況について
- (3) 札幌市保健所健康危機対処計画の策定について
- (4) 札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- (5) 第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の策定について
- (6) 小林製薬の紅麹を使用した健康食品による健康被害について
- (7) 動物愛護管理センター（あいまる さっぽろ）開設後の取組について
- (8) 公衆浴場等におけるレジオネラ属菌の自主検査に係る取組について
- (9) 札幌市骨髄ドナー助成制度の創設について
- (10) 小児慢性特定疾病児童等自立支援センター（相談窓口）の設置について

6 閉会

札幌市保健所運営協議会委員

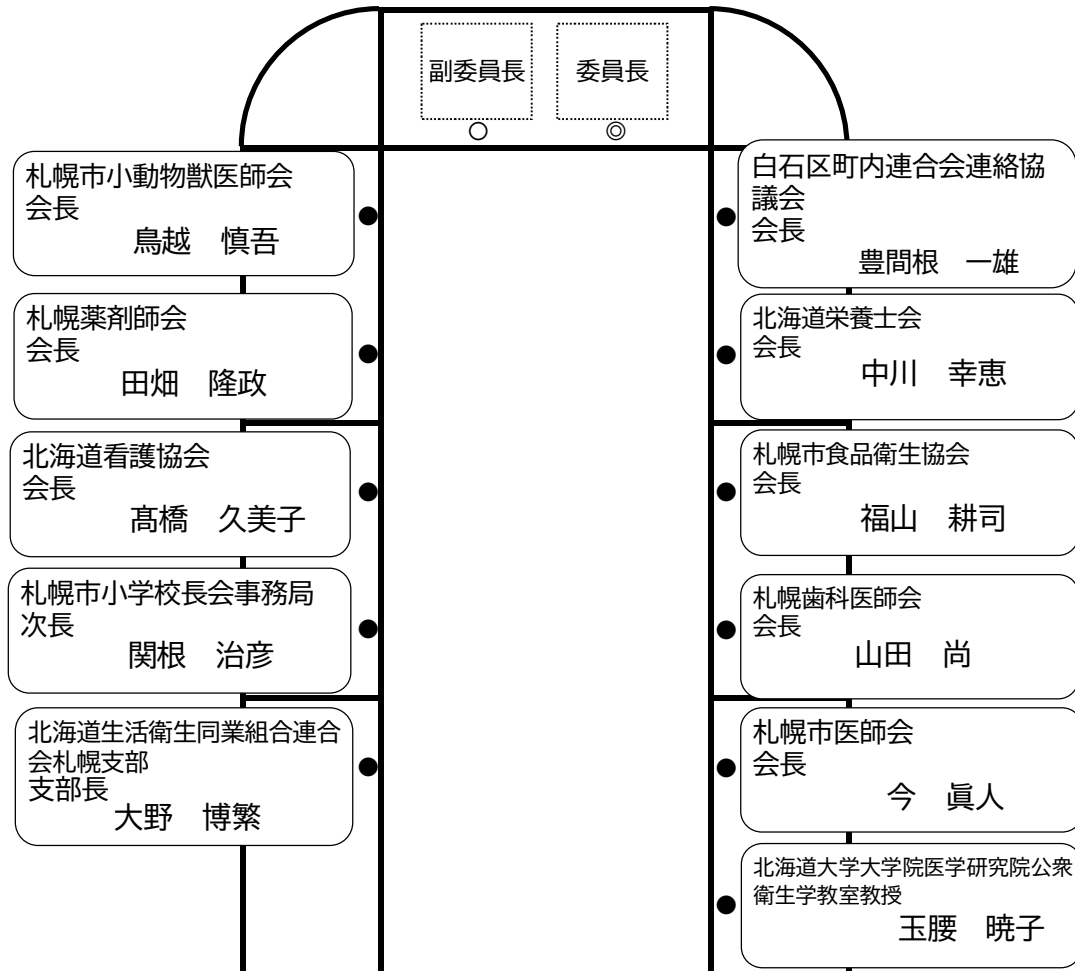
令和6年12月1日現在

委 員 名	公 職 及 び 役 職
大 野 博 繁	北海道生活衛生同業組合連合会札幌支部 札幌支部長
今 眞 人	一般社団法人 札幌市医師会会長
関 根 治 彦	札幌市小学校長会事務局次長
高 橋 久 美 子	公益社団法人 北海道看護協会会長
田 畑 隆 政	一般社団法人 札幌薬剤師会会長
玉 腰 暁 子	北海道大学大学院医学研究院公衆衛生学教室教授
豊 間 根 一 雄	白石区連合町内会連絡協議会会長
鳥 越 慎 吾	一般社団法人 札幌市小動物獣医師会会長
中 川 幸 恵	公益社団法人 北海道栄養士会会長
福 山 耕 司	一般社団法人 札幌市食品衛生協会会長
山 田 尚	一般社団法人 札幌歯科医師会会長

五十音順 敬称略

令和6年度札幌市保健所運営協議会 座席図

〔出入口〕



食の安全担当 西尾部長	感染症担当 前木部長	保健所 山口所長	保健福祉局 西條局長	保健管理担当 石原部長	生活衛生担当 吉津部長
食の安全推進課 高田課長	調整担当 斉藤部長	衛生研究所 八田所長	医務薬事課 伊藤課長	動物愛護管理センター 千葉所長	生活環境課 長野課長
	感染症総合対策課 畠山課長	衛生研究所 三上課長			
記者・傍聴者席		速記	事務局		

演台

〔出入口〕

札幌市保健所事業概要（報告）

令和 6 年 1 2 月 1 3 日（金）

令和 6 年度 札幌市保健所運営協議会

1 札幌市保健所の機構改革について

◎令和5年度まで 保健所

①健康企画課	・厚生統計、被爆者援護 ・難病、小児慢性特定疾病
①ウェルネス推進担当課	・ウェルネス推進事業
②地域保健・母子保健担当課	・地域保健活動推進事業 ・ <u>母子保健事業（乳幼児健診等）</u>
③食育・健康管理担当課	・食育事業、栄養表示
④成人保健・歯科保健担当課	・健康づくり事業、がん対策 ・歯科保健事業
⑤医療政策課	・医療提供体制、医療計画
②医務薬事・医療安全担当課	・医療機関の許認可 ・医療安全相談
③感染症総合対策課	・感染症、予防接種
④食の安全推進課	・食品衛生、飲食店の許認可 ・食中毒対策
⑤生活環境課	・理美容、クリーニング、 旅館、公衆浴場等の許認可
⑥動物管理センター	・犬猫の適正飼養 ・動物取扱業の監視指導
⑥施設管理課	・火葬場、納骨堂 ・市営霊園、墓地
⑦里塚斎場	・里塚斎場の管理運営

◎令和6年度から

新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえ、感染症、食中毒、環境衛生など、健康危機管理体制の構築に注力

子ども未来局

母子保健担当課

妊娠期から切れ目のない子育て支援体制の構築

「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」でまちづくりの重要概念の一つとして掲げられた「ウェルネス」を軸に、健康づくり、医療提供体制構築、多死社会対応などの施策についてスピード感を持って実行

保健所

①保健管理課	・厚生統計、被爆者援護 ・難病、小児慢性特定疾病
②医務薬事課	・医療機関の許認可 ・医療安全相談
③感染症総合対策課	・感染症、予防接種
④食の安全推進課	・食品衛生、飲食店の許認可 ・食中毒対策
⑤生活環境課	・理美容、クリーニング、 旅館、公衆浴場等の許認可
⑥動物愛護管理センター	・犬猫の適正飼養 ・動物取扱業の監視指導

ウェルネス推進部

①ウェルネス推進課	・ウェルネス推進事業
②④地域保健担当課	・地域保健活動推進事業 ・健康づくり事業、がん対策
③④食育・健康管理担当課	・歯科保健事業 ・食育事業、栄養表示
⑤医療政策課	・医療提供体制、医療計画
⑥施設管理課	・火葬場、納骨堂 ・市営霊園、墓地
⑦里塚斎場	・里塚斎場の管理運営

2 札幌市保健所の令和5年度決算について

☀ 令和5年度決算のポイント

- ✓ 新型コロナウイルス感染症関連経費が全体の**1/3以上（36.8%）**を占める。
- ✓ 難病患者の医療費や予防接種実施に関する費用など、**義務的経費の割合が多い。**
- ✓ 令和5年11月オープンの動物愛護管理センター整備に関する費用が発生

【決算額】

336億1,419万円

【主な事業の決算額】

事業名	決算額	内容
新型コロナウイルス感染症関連経費	123億6,301万円	新型コロナウイルス感染症の相談、検査、ワクチン接種等に関する経費
難病患者支援対策費	69億7,513万円	難病患者に関する医療費助成等の経費
感染症予防費	43億6,531万円	予防接種法上定められている疾病に対する定期予防接種実施に関する経費等
仮称）動物愛護センター整備費	7億3,123万円	令和5年11月13日オープンの「動物愛護管理センター（愛称：あいまる さっぽろ）」整備に関する経費

3 札幌市保健所の令和6年度予算について

💡 令和6年度予算のポイント

- ✓ 新型コロナウイルス感染症関連経費の**大幅な減少**
- ✓ 難病患者支援経費等の**増加**

【予算額】

令和6年度	令和5年度	前年比増減（率）
156億4,522万円	613億933万円	▲456億6,410万円（▲74.5%）

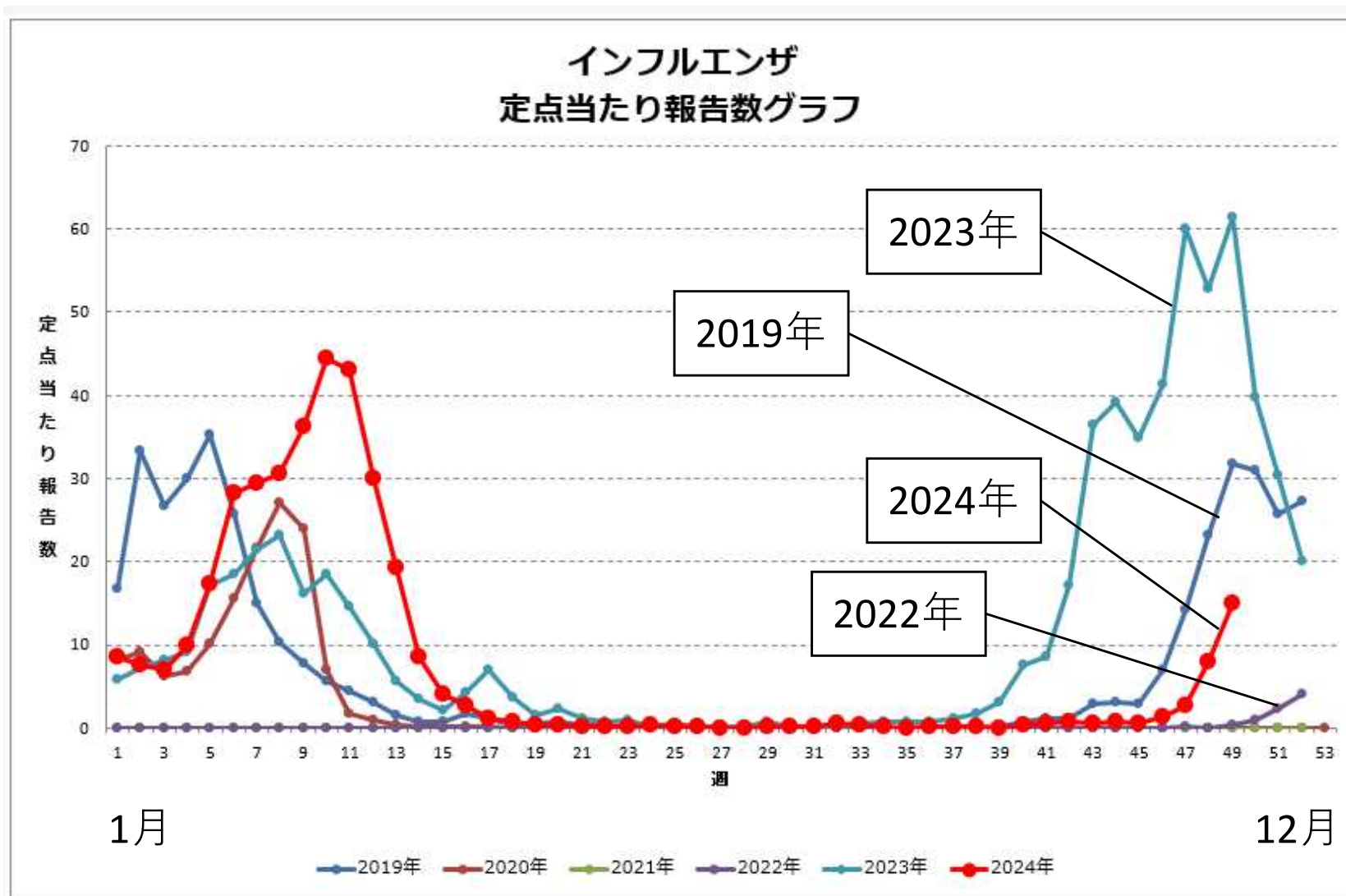
【主な事業の予算額】

事業名	予算額	前年比増減（額）	内容
新型コロナウイルス感染症関連経費	22億4,832万円	▲442億2,400万円	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う各種対策経費の減
難病患者支援対策費	71億3,471万円	+ 2億6,406万円	難病患者への医療助成受給者数と一人当たり治療費の増
感染症予防費	44億9,418万円	▲4億4,738万円	少子化等による予防接種対象者の減少に伴う関係費の減
動物愛護管理センター整備費	4,800万円	▲7億100万円	動物愛護管理センター建設経費の減

インフルエンザと 新型コロナウイルス感染症の 流行状況について

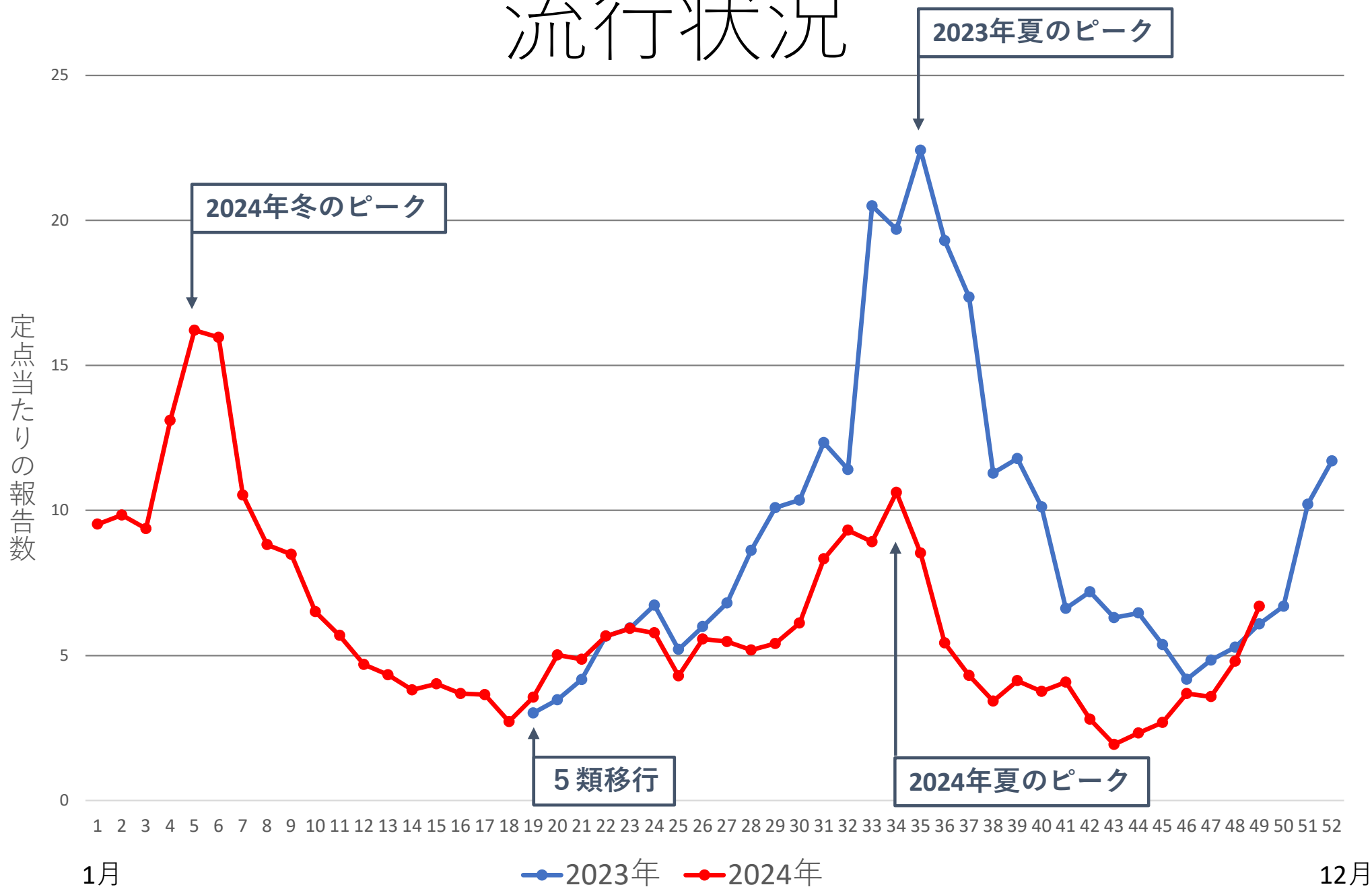
保健所 感染症総合対策課
衛生研究所 保健科学課

インフルエンザの流行状況



令和6年12月13日 インフルエンザ注意報発令

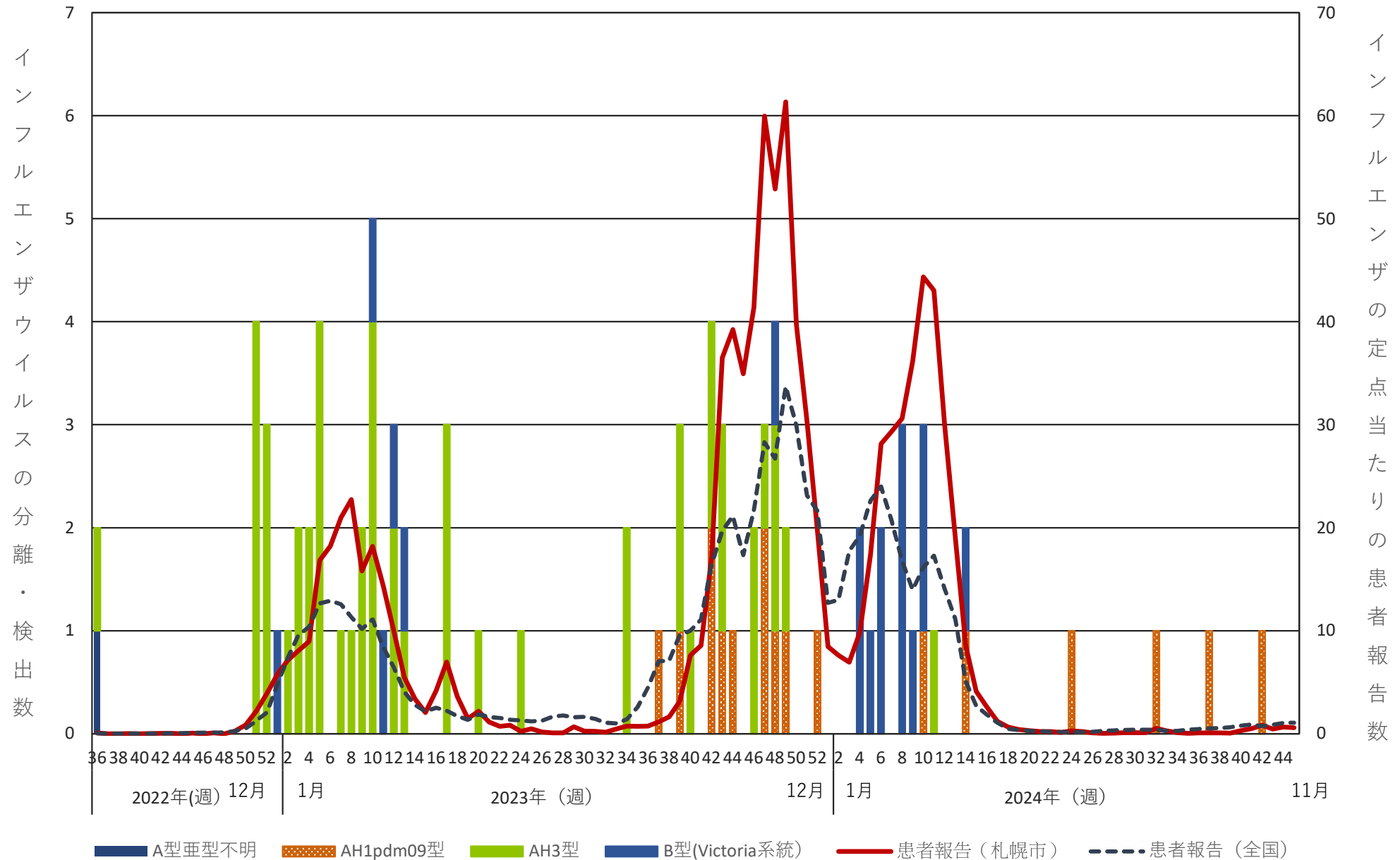
新型コロナウイルス感染症の 流行状況



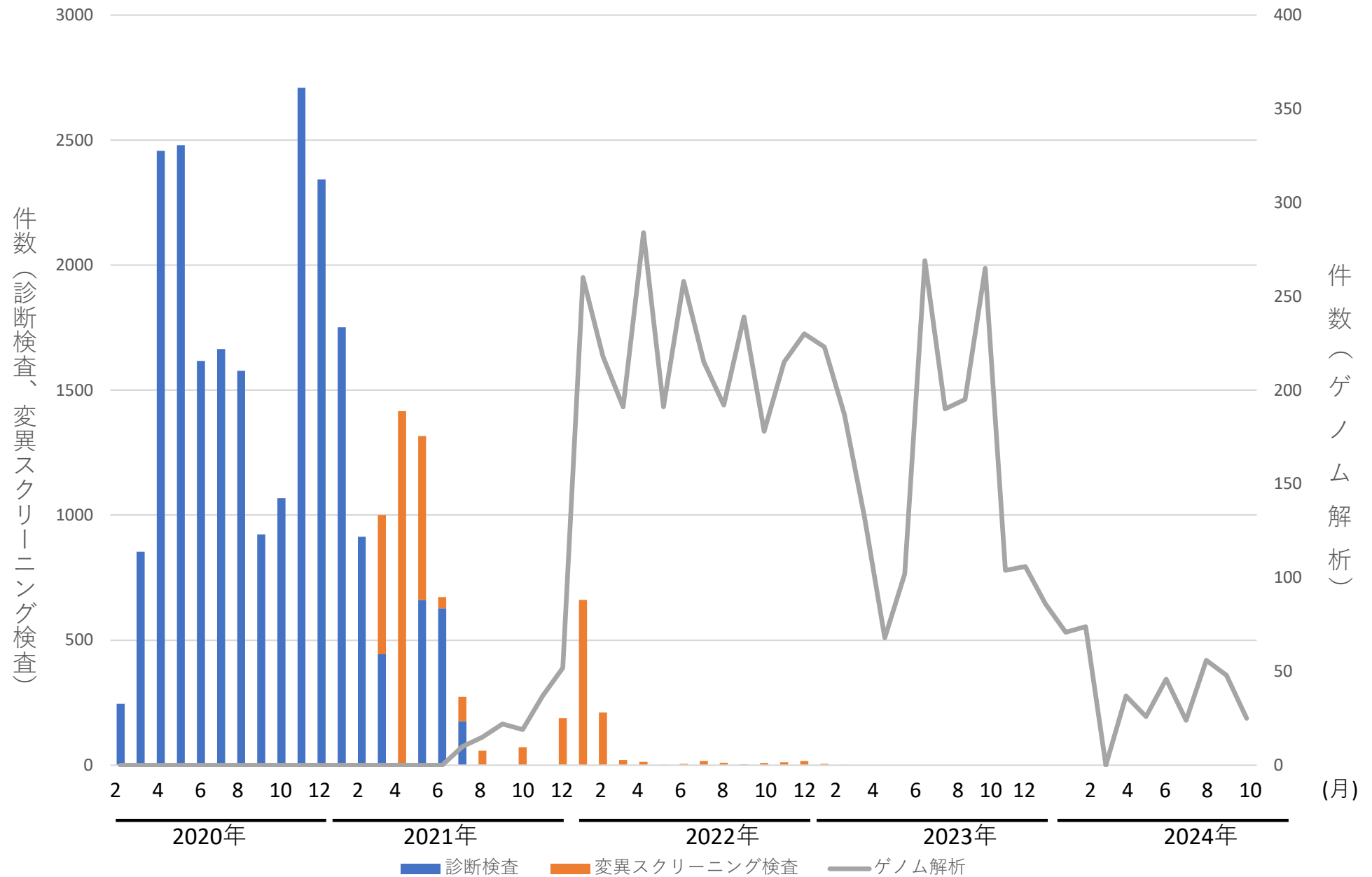
インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 高齢者へのワクチン接種
- ② 市民相談・情報提供
- ③ 高齢者施設等における感染対策
- ④ 発生動向調査
- ⑤ 注意報、警報発令（インフルのみ）
- ⑥ 学級閉鎖情報のホームページ掲載
- ⑦ 病原体サーベイランス

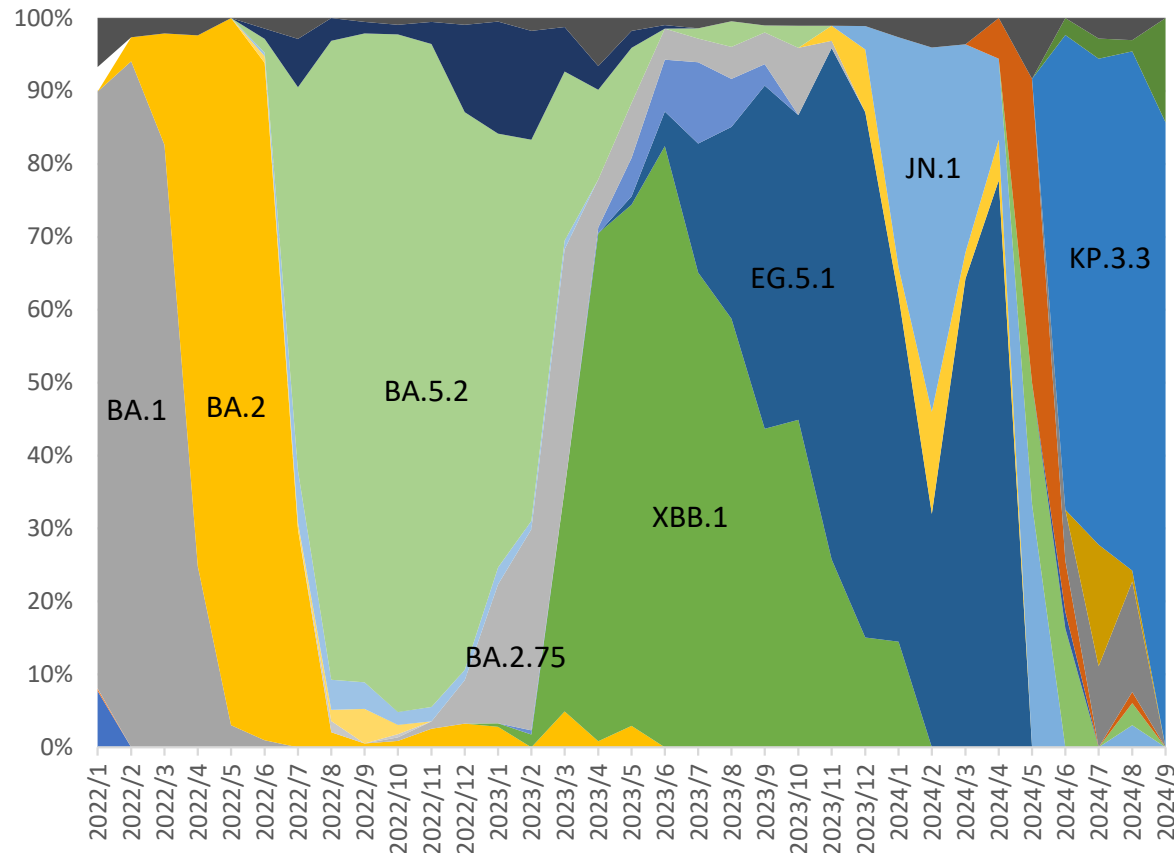
2022/2023、2023/2024シーズンの インフルエンザウイルス分離・検出状況



新型コロナウイルス検査実施数



新型コロナウイルス変異株の推移



時期	主流株
2022/1～4	BA.1
2022/4～7	BA.2
2022/7～2023/1	BA.5.2
2023/2～3	BA.2.75
2023/3～8	XBB.1
2023/7～2024/4	EG.5.1
2024/1～5	JN.1
2024/5～6	KP.3
2024/6～	KP.3.3

○参考 国別流行株（2024/9/1～10/31）

国・地域	主系統	第2系統	第3系統
日本	KP.3.3	KP.3.3.3	KP.3.1.1
札幌	KP.3.3	KP.3.1.1	KP.3.3.3
アメリカ	KP.3.1.1	KP.2.3	XEC
カナダ	KP.3.1.1	XEC	MC.1
イギリス	KP.3.1.1	XEC	MC.1
フランス	KP.3.1.1	XEC	MC.16
オーストラリア	KP.3.1.1	XEC	KP.3.3

健康危機対処計画の策定 新型インフルエンザ等対策 行動計画の改定

保健福祉局保健所感染症総合対策課

新型コロナウイルス感染症対応で見た課題

< 新型コロナウイルス感染症への対応状況 >

- 流行初期には前例のない事態に混乱が生じ、**保健所での初動体制がすぐに限界**に達した。
- **業務委託や大規模な職員応援**により、**変異株や感染者数の増加に対応**したが、**流行の長期化**により、**市政運営へ大きな影響**があった。
- **流行初期**は、衛生研究所でしか検体検査ができず、**検査能力が大幅に不足**



< 新型コロナウイルス感染症対応で見た課題※ >

- 有事における**全庁体制への迅速な切り替えを可能とする体制の整備**
- 流行拡大時の**外部委託**や**ICT化のロードマップ**を**事前に想定した体制**の検討
- **流行状況に応じた適切な検査体制・有時に備えた平時からの関係機関との連携体制の構築**

※ 出典：新型コロナウイルス感染症（C O V I D - 1 9）対応に係る検証報告書

感染症対策に係る関係計画の策定等について

- 新型コロナ対応を踏まえて、**3年間で4つの感染症関係計画の策定・改定**を予定 ■：新規策定 ■：改定
- 令和5年度は、感染症対策の基本指針となる「**札幌市感染症予防計画**」を新たに策定
- 令和6年度は、予防計画に基づく **保健所・衛生研究所の体制強化の手引き**となる「**健康危機対処計画**」の策定と、国の政府行動計画の改定を受けた「**札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画**」の改定を進める

令和5年度

■ 札幌市感染症予防計画

札幌市の感染症対策の基本指針

- 計画期間は令和6～11年度
- 感染症全般を対象とし、感染症危機に備えるため、平時・有事の札幌市の取組を規定
- 数値目標

項目	
PCR検査実施能力（流行初期）	500件/日
〃（流行初期以降）	3,770件/日
研修・訓練回数（平時）	3回/年
保健所人員確保数（流行初期）	400人

※流行初期は国公表後1カ月、流行初期以降は国公表後6カ月

整合性

具体的事項

令和6年度

政府行動計画の改定（令和6年7月2日閣議決定）

北海道行動計画の改定（令和6年度末予定）

■ 札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画

札幌市の感染症危機発生時における行動指針

- 新興感染症を対象とし、**平時の備え、有事の対応として札幌市が実施すべき対策**を規定
- 札幌市感染症対策本部（全庁体制）による対応

※市行動計画の改定は令和7年度の予定

■ (仮)札幌市保健所・衛生研究所健康危機対処計画

保健所・衛生研究所の感染症有事体制強化の手引き

- 新興感染症を対象とし、**流行開始から1か月間**において想定される**業務量に対する人員体制**を規定
- 新型コロナ対応を踏まえた業務フローを想定

整合性

令和7年度

■ 札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ（強毒）編】

感染症有事の業務継続指針

- 全局区の感染症対応業務、縮小・中止する既存業務を整理

札幌市保健所・衛生研究所の健康危機対処計画（感染症編）の策定（令和6年度策定）

- 対処計画とは、感染症危機における**保健所・衛生研究所の体制確保のための手引き**となる計画
- 地域保健法に基づく基本指針の改定に伴い、**保健所及び衛生研究所の対処計画を新たに策定**
- 新型コロナ対応においては、**保健所体制（特に初動体制）のひっ迫、衛生研究所の機能強化**が課題

＜対処計画の策定の主なポイント＞

- ・ 外部人材の活用を含めた**人員の確保、受入体制の整備、マネジメントの強化**
- ・ 関係機関等と連携した**人材育成・実践型訓練**の実施



札幌市保健所・衛生研究所の健康危機対処計画の策定

基本的な考え方

- ・ **初動体制に係る人員の確保と役割分担の整理**、流行の拡大に備え**業務効率化（外部委託、業務一元化等）**に向けた**準備**
- ・ 感染症予防計画の**実効性を担保**するため、**平時から必要な準備**を計画的に進める具体策を示すことが目的

※ 対象は、新興感染症（**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症**）が基本

計画の概要

- ・ **流行開始から1か月間**において想定される**業務量**に対応する**人員の確保と班体制の構築**
- ・ 平時体制から**段階的に有事体制へ移行**
- ・ **新型コロナ対応を踏まえた業務フロー**、各業務の業務内容を具体的に記載
- ・ 海外等で感染症が発生してから感染が収束するまでの感染状況に応じた体制を記載

札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（令和7年度改定）

- 行動計画とは、あらかじめ感染症有事の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るための計画
- 新型コロナ対応を踏まえ、令和6年7月、政府行動計画が約10年ぶりに初の抜本改正
- 政府行動計画の改定を受けて、北海道は令和6年度末までに北海道行動計画を改定予定

＜政府行動計画の改定の主なポイント＞

- ・ 発生段階を6期から**3期（準備期、初動期、対応期）へ再編**、準備期の取組の充実
- ・ **対策項目**を6項目から**13項目へ拡充**、内容の精緻化
- ・ 幅広い感染症に対応する対策の整理と**柔軟かつ機動的な対策の切替**



札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

基本的な考え方

- ・ 政府行動計画及び北海道行動計画に基づくとともに、札幌市感染症予防計画等の関連計画との整合性を確保
- ・ 令和5年12月に取りまとめた「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応に係る検証報告書」の反映

- ※ 北海道行動計画の改定が令和6年度末の予定であるため、市行動計画の改定は令和7年度の予定
- ※ **新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症**が対象

改定の概要

- ・ 各発生段階（準備期、初動期、対応期）の対策を、対策項目毎に具体的に記載
- ・ 対策項目を6項目から13項目へ拡充

現行：①実施体制、②サーベイランス・情報収集
③情報提供・共有、④予防・まん延防止、
⑤医療、⑥生活・経済の安定確保



①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬生活・経済の安定確保

令和6年12月13日(金)
保健所運営協議会

第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ 推進計画の策定について

保)保健所食の安全推進課

第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の策定について

1 計画の策定に当たって

■ 条例制定及び計画策定の経過

2013(H25)

札幌市安全・安心な食のまち推進条例

- 食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに市民の役割を明確化
- 市長の附属機関として、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を設置

2015(H27)～
2019(H31)

安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画

- 条例に基づき、市民及び観光客等の健康を保護し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする

2020(R2)～
2024(R6)

第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画

2025(R7)～
2029(R11)

第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画

関係法令(食品衛生法等)

札幌市の主な関連計画

第2次まちづくり戦略ビジョン

ウェルネス(健康)
プロジェクト



- 食の安全の確保に関する「規制」のほか、行政、事業者、市民がそれぞれの責務や役割を認識し、互いに信頼関係を築きあげる
- 食産業や観光を支える基盤とする

第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の策定について

2 食を取り巻く現状

- 魚介類や加熱不十分な食肉等による食中毒の発生
 - 2023年の市内における食中毒発生状況
合計21件(アニサキス15件、カンピロバクター菌2件、ウェルシュ菌2件、ノロウイルス1件、植物性自然毒1件)
- 紅麹サプリによる健康被害のような市民の生命、健康を脅かす事案の発生
- 新型コロナウイルス感染症の流行を経た後の営業形態の変化
- 情報媒体や「食」に関する情報の選択方法の多様化 など

3 計画の主な施策

- 食中毒対策の徹底(アニサキス、カンピロバクター、ノロウイルス等の対策)
- 機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供に関する対応
- HACCPに沿った衛生管理の定着に向けた働きかけと支援
- 映像を活用した食の安全・安心に関する情報や魅力の発信

➢ 第3次計画の主な指標

項目	現状値(R6)	目標値(R11)
大規模食中毒の発生件数(延べ件数)(※1)	0件/年	0件/年
重点監視指導対象施設の監視指導実施率	93.5%/年	100%/年
食の安全に取り組む事業者等の情報に触れ、飲食店等の利用又は食品の購入時の行動を見直した市民の割合(※2)	37.0%	50%
映像を活用した食の安全・安心に関する情報発信日数(延べ日数)	365日	1,000日

※1 大規模食中毒の発生件数(「食中毒処理要領」(生食発0329第17号 平成31.3.29厚労省通知の別添)に基づく大規模食中毒の定義による)

※2 アクションプラン2023に関する指標

4 検討の経過、策定スケジュール

8月8日	第2回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議(提言書の取りまとめ)	11~12月	議会報告(4定 厚生委員会)
8月26日	会長から町田副市長に対し、提言書を手交	1~2月	パブリックコメントの実施
9~10月	市内部における関係部局との会議等による議論	3月	次期計画策定、公表

第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の策定について

(参考)食の安全・安心に関する情報発信や相互理解の促進に係るこれまでの取組

子ども食品Gメン体験事業



チ・カ・ホにおける食の安全・安心イベントの開催



市民交流事業(市民・事業者間の相互理解の促進)



情報誌(キッチンメール)等による市民への情報発信



企業との連携による情報発信(手あらいソングの作成、民間情報誌への掲載)



令和6年12月13日（金）
保健所運営協議会

小林製薬の紅麹のサプリメント による健康被害について

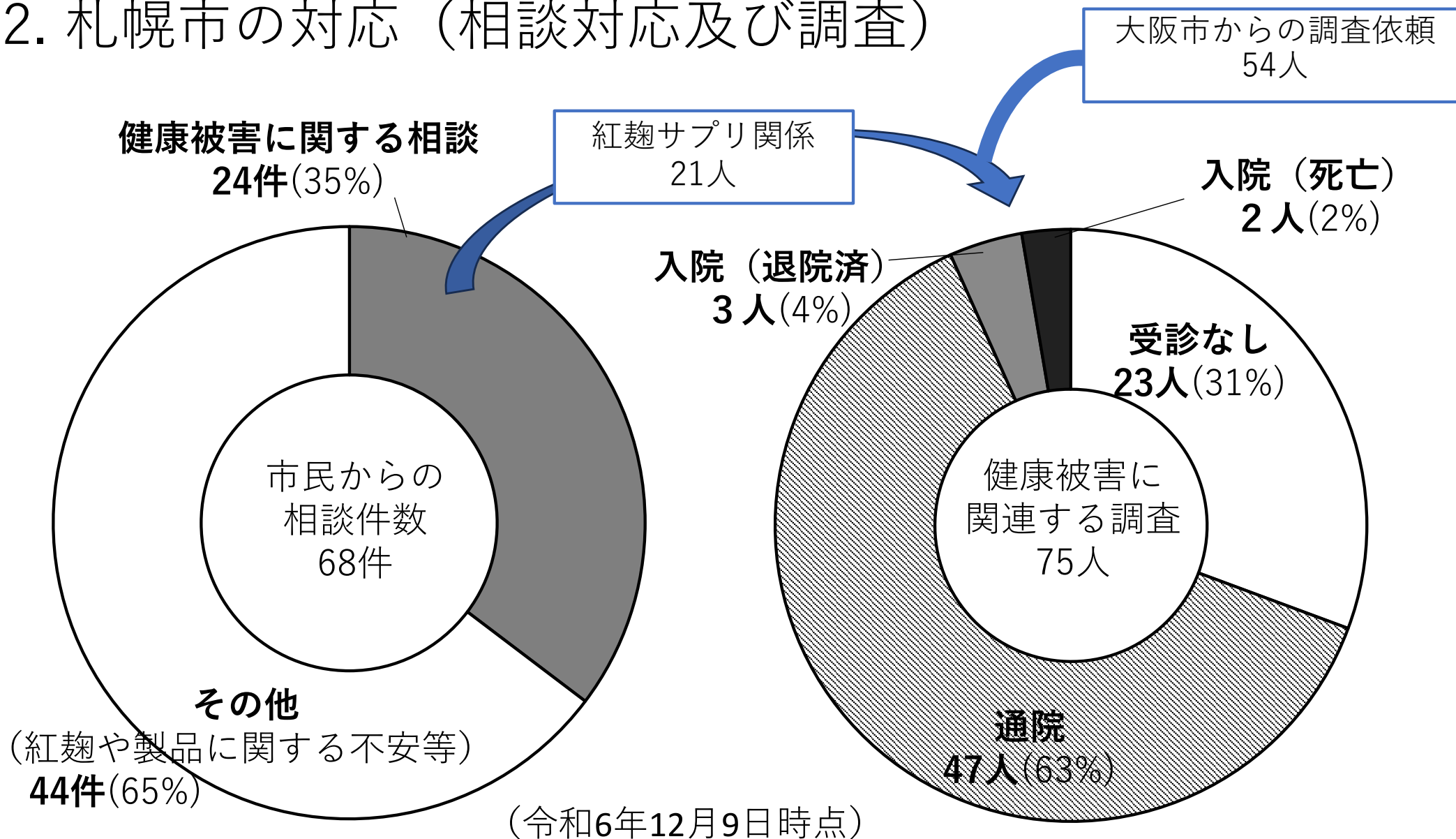
保）保健所食の安全推進課

1. これまでの主な経過（健康被害の状況）

札幌市関係の事柄

年月日	出来事
2024年1月15日	健康被害が疑われる症例の報告について小林製薬が把握。
3月22日	小林製薬が記者会見「紅麹コレステヘルプ」など3製品の自主回収を発表。
3月28日	市民から本件に関する初の健康相談を受け付ける。 市民向けのホームページを立ち上げるとともに、初のプレスリリースを行う。
3月29日	サプリメント摂取との関連が疑われる死亡者が計5人になる。 厚生労働省がサプリメントから青カビ由来の化合物「プベルル酸」が検出されたと発表。
5月31日	政府が機能性表示食品制度で、健康被害情報の提供を義務付ける方針を決定。
6月28日	小林製薬が新たな死者報告事例に関する情報を公表。 （76人についてサプリ摂取と死亡との関連を調査していると発表）
7月10日	札幌市長記者会見における質疑の中で、「大阪市から調査依頼があり、道内で死亡した3人のうち1人が札幌市在住で、調査中」と公表。（道内での死亡事例は初）
8月 1日	新たに大阪市から調査依頼があり、死亡した1人が札幌市在住で、現在、調査中と公表。 （札幌市内で2人目の死亡事例）
8月22日	札幌市で調査した死亡事例（累計2人）の結果を公表。
9月 1日	機能性表示食品と特定保健用食品の健康被害報告の義務化。
9月18日	厚生労働省が、健康被害の原因物質が「プベルル酸」であると強く推定されるとの調査結果を公表。
10月10日	大阪市が、今回の健康被害について「食中毒であると判断することが妥当である」と公表。

2. 札幌市の対応（相談対応及び調査）



2. 札幌市の対応（ホームページによる注意喚起等）

2024/10/15 15:27

紅麹を含む健康食品関係について／札幌市

ホーム > 健康・福祉・子育て > 食の安全・食育 > 食の安全情報 > 紅麹を含む健康食品関係について

更新日：2024年10月11日

紅麹を含む健康食品関係について

市民の皆様へ

小林製薬株式会社が販売した紅麹を使用した以下の健康食品（3商品）について、当該健康食品との関連が疑われる健康被害の発生が報告されており、回収等が進められています。

- ・ 紅麹コレステヘルプ
- ・ ナイシヘルプ+コレステロール
- ・ ナットウキナーゼさらさら粒GOLD

1. 当該健康食品がお手元にある場合は、直ちに摂取を中止し、同社の回収窓口へご連絡ください。

小林製薬の回収窓口	・ 同社通信販売で購入した場合 電話番号：0120-58-5090 ・ ドラッグストアなどの店舗やECサイトにて購入した場合 電話番号：0120-27-5884
-----------	--

2. 当該健康食品を摂取後、体調不良のある方は、かかりつけ医や近隣の医療機関を受診してください。
例）食欲不振、倦怠感（だるさ）、頻尿、吐気・嘔吐、血尿、尿の泡立ち など

3. 当該健康食品を摂取後、心配なことがある方は、同社の健康相談窓口にご連絡ください。

小林製薬の健康相談窓口	・ 同社通信販売で購入した場合 電話番号：0120-58-5090 ・ ドラッグストアなどの店舗やECサイトにて購入した場合 電話番号：0120-880-220
-------------	--

4. その他、紅麹に関連した食品や健康に関する相談は、[各区の保健センター](#)又は[札幌市保健所](#)にご相談ください。

5. 厚生労働省のホームページに「小林製薬の紅麹を含む健康食品に関するQ&A」が掲載されておりますので、ご参照ください。
[小林製薬の紅麹を含む健康食品に関するQ&A（厚生労働省）](#)

札幌市内の健康被害が疑われる方の調査情報

上記健康食品を摂取した札幌市内在住者の調査結果概要は以下のとおりです。

なお、現時点で当該健康食品の摂取と症状の因果関係は不明です。

2024/10/15 15:27

紅麹を含む健康食品関係について／札幌市

健康被害が疑われる札幌市内在住者の調査結果（令和6年10月10日公表分まで）（PDF：125KB）

自主回収情報ホームページ

小林製薬株式会社が販売した紅麹に関連した食品については、以下のページに自主回収情報が掲載されております。

- ・ [食品の自主回収情報（札幌市）](#)
- ・ [食品のリコール事案検索（厚生労働省）](#)
- ・ [リコール情報サイト（消費者庁）](#)

関連ホームページ

- ・ [「いつゆる健康食品」による健康被害事例（厚生労働省）](#)
- ・ [紅麹を含む健康食品関係について（消費者庁）](#)
- ・ [保健所・保健センターの連絡先（札幌市）](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

このページについてのお問い合わせ

札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル3階
電話番号：011-622-5170
ファクス番号：011-622-5177

こちらのフォームは掲載内容に関するお問合せにご利用ください（対応・回答は開庁日のみとさせていただきます。）。

食中毒の発生や不良食品に関する個別のご相談は直接相談窓口までお願いいたします。

札幌市

City of Sapporo

札幌市役所

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 代表電話：011-211-2111

市役所庁舎のご案内

一般的な業務時間 8時45分～17時15分（土日祝日および12月29日～1月3日はお休み） 法人番号 9000020011002

札幌市コールセンター

市役所のどこに聞いたらよいかわからないときなどにご利用ください。

電話：011-222-4894

ファクス：011-221-4894

年中無休、8時00分～21時00分。札幌市の制度や手続き、市内の施設、交通機関などをご案内しています。

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/info/benikouji.html

1/3

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/info/benikouji.html

2/3

4

報道機関各社 様

小林製薬株式会社が販売した紅麹を使用した健康食品 による健康被害等について（第52報）

今般、大阪市が回収を命じた小林製薬株式会社が販売した紅麹を使用した健康食品（紅麹コレステヘルプ、ナイシヘルプ+コレステロール、ナットウキナーゼさらさら粒GOLDの3商品）に関連する健康被害が疑われる札幌市内在住の方につきまして、札幌市保健所が調査した新たな対象者がおりましたので、結果についてお知らせいたします。

なお、当該健康食品の摂取と症状の因果関係は不明であることにご留意ください。

1 12月12日公表分の調査結果の概要（12月11日（水）17時時点）※1

公表日	NO.	性別	年代	腎機能に関連する症状	受診の有無	摂取状況※2
12/12 （木）	76	男性	50歳代	あり	通院	①

※1：過去の公表資料は札幌市保健所食の安全推進課のホームページに掲載しています。
<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/info/benikouji.html>

※2：摂取状況について

- ① 紅麹コレステヘルプ
- ② ナイシヘルプ+コレステロール
- ③ ナットウキナーゼさらさら粒GOLD

2 これまでの患者の主な症状

食欲不振、倦怠感（だるさ）、頻尿、吐気・嘔吐、血尿、尿の泡立ちなど

3 報道に当たってのお願い

次の事項について、積極的に公表してくださるようお願いいたします。

- (1) 小林製薬株式会社が販売した当該健康食品（3商品）を摂取後、体調不良のある方は医療機関を受診してください。
- (2) 小林製薬株式会社が販売した当該健康食品を摂取後、心配なことがある方は、同社の健康相談窓口に連絡してください。
- (3) その他、紅麹に関連した食品や健康に関する相談は各区の保健センター又は札幌市保健所にご相談ください。

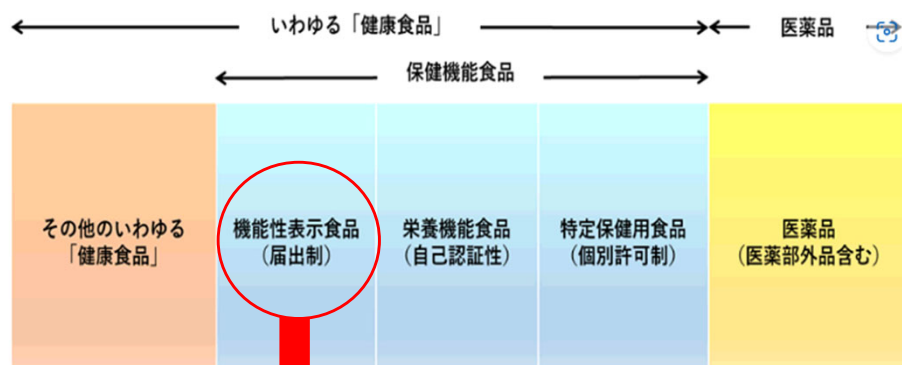
＜公表について＞

令和6年11月14日（木）以降は新たな公表対象者がいる場合のみ、木曜日にプレスリリースを行うこととしております。

《照会先》

札幌市保健所食の安全推進課 高田、舘下 TEL 622-5174

3. 機能性表示食品制度等に関する今後の国の対応方針



制度のあり方検討会（4～5月）

安全性のあり方に
重点を置いて議論

報告書

政府方針（5/31）

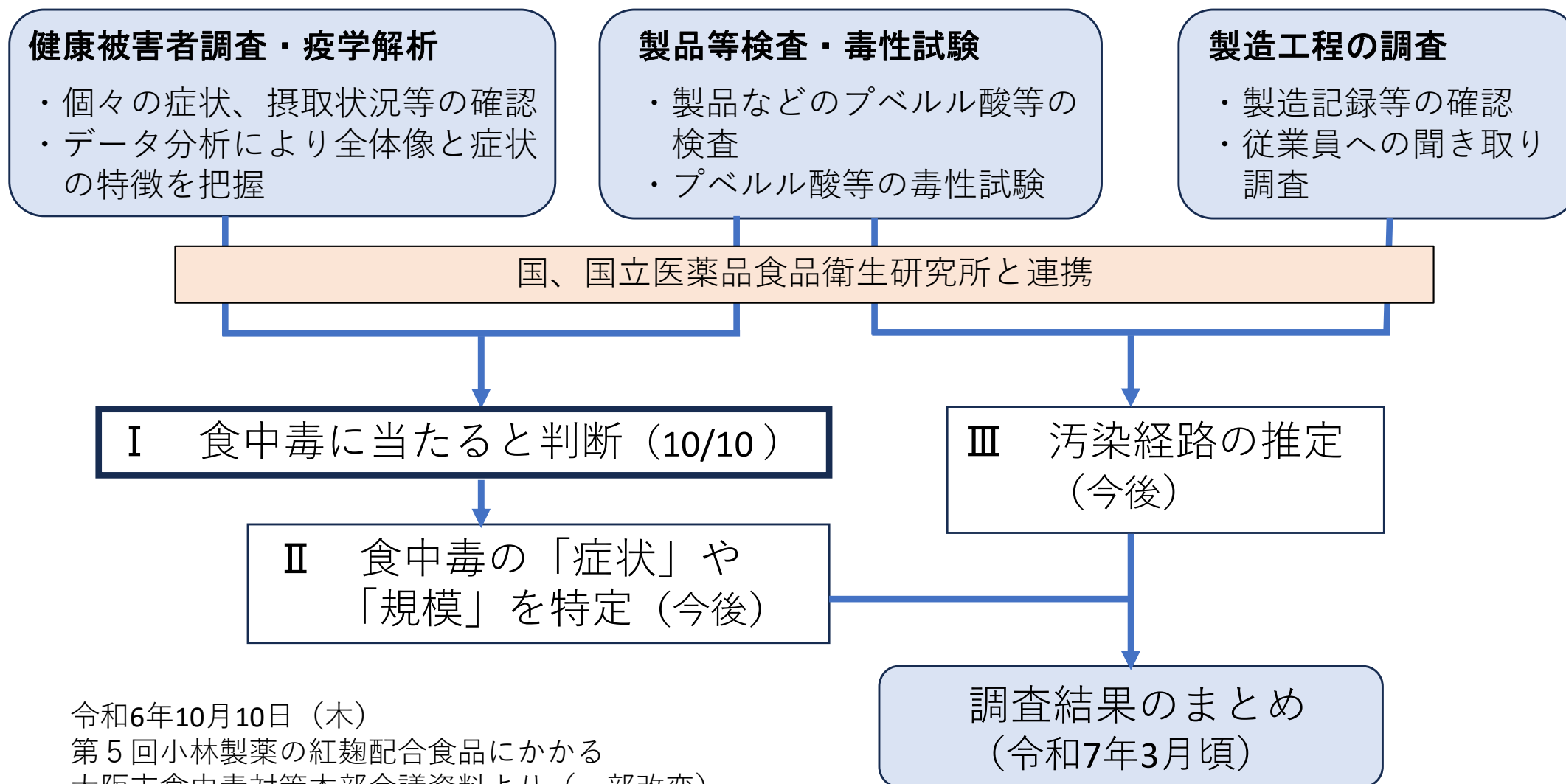
（消費者庁、厚生労働省）

今後の国の対応方針（主なもの）

- 1 健康被害の情報提供の義務化
＜令和6年9月以降＞
- 2 機能性表示食品の信頼性を高めるための措置
＜令和7年度以降＞
 - (1) GMPの要件化（サプリメント製造施設）
 - (2) 届出時の確認強化
（新規成分が含まれる機能性表示食品の安全性・機能性について、必要に応じて専門家の意見を聴く仕組み）
 - (3) 表示方法の見直し

GMP：適正製造規範（品質管理に重点）

4. 大阪市の対応（原因究明）



令和6年(2024年)12月13日
保健所運営協議会
保)保健所動物愛護管理センター

動物愛護管理センター(あいまる さっぽろ) 開設後の取組について



札幌市動物愛護管理センター

あいまる
さっぽろ

令和5年11月13日供用開始

あいまる さっぽろ の取組①

～教育普及事業～

【市民向けイベント 全10回】

- ・犬猫はじめて講習会
- ・ペットの健康セミナー
犬編・猫編
- ・人とペットの
災害対策セミナー 他



【行政職員等向けイベント 全2回】

- ・飼い主のいない猫対策セミナー
- ・シェルター・メディスン・セミナー

あいまる さっぽろ の取組②

～譲渡の促進について～

【見学者数の増加】

- ・広報活動を充実させ、市民だけでなく、他自治体の多くの職員等が来所（前年比2.5倍）

【譲渡機会の拡大】

- ・土曜開庁の拡大（夏季のみ → 通年開催）
- ・動物愛護団体との譲渡会の共同開催
- ・SNS等における譲渡対象動物の紹介 ～「押し猫」
- ・トライアル制度の導入（8/1～）



あいまる さっぽろ の取組②

～譲渡の促進について～

【設備の拡充】

- ・処置検査室等を整備
- ・レントゲン、各種検査機器、動物用ICUなどを導入

【健康維持管理の方法】

一社)札幌市小動物獣医師会
所属の開業獣医師の往診

- ・健康維持管理等に関する助言
- ・収容動物の健康状態等の確認
- ・負傷動物や体調不良個体の処置(手術等)

☆ オープン後1年間の処置件数:97件



～譲渡の促進について～

犬

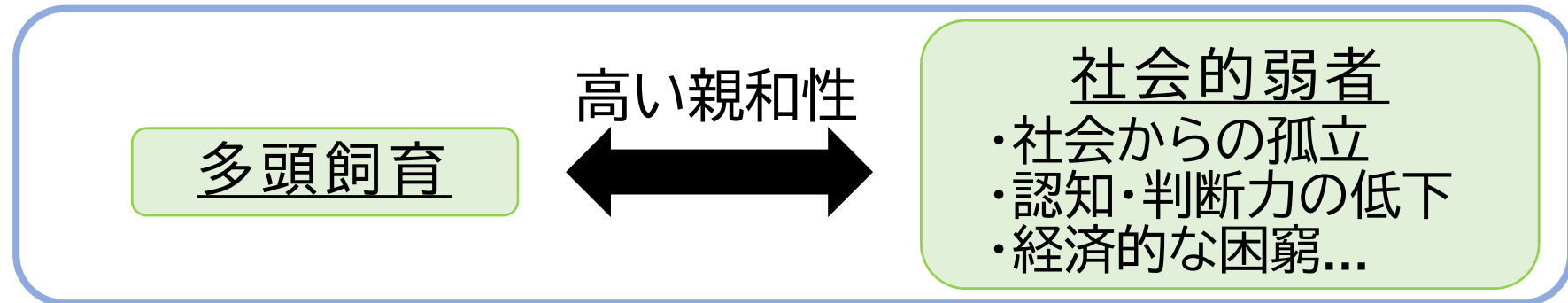
猫

※ 年度をまたいでの繰り越し分があるため、
100%を超える場合があります



あいまる さっぽろ の取組③

～多頭飼育問題に係る関係部局との協力～



<社会福祉部局との連携等>

(1) 研修の実施

- ・研修教材の作成、庁内HPに掲載

(2) 情報共有方法

- ・専用相談シートによる当センターへの情報提供
(ただし、承諾を得た飼い主情報のみ)

☆ オープン前相談件数:1件11匹分
⇒ オープン後:39件117匹分

あいまる さっぽろ の取組④

～ 1周年記念イベント「あいまる」 + 4愛護団体

合同譲渡会～

【当日の様子】

- ・来庁者数: 249組、480人
- ・猫の譲渡数: 合計で約30匹

あいまる さっぽろ 一周年 記念企画

4団体 + あいまる さっぽろ 合同
北海道最大級!

猫譲渡会

2024.11.9 (土)

10:00～15:00

札幌市動物愛護管理センター
(あいまる さっぽろ)
札幌市中央区北22条西15丁目3-6

入場無料・予約不要です
譲渡条件は団体ごとに異なります
各団体の詳しい情報は上部の二次元コードから

認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会
NPO法人猫と人を繋ぐツキネコ北海道
NPO法人ニャン友ねえわく北海道
非営利型一般社団法人ねこたまご
札幌市動物愛護管理センター (あいまる さっぽろ)

札幌駅北口 ↔ あいまる さっぽろ
無料シャトルバスがあります!
※当日駐車場は混雑が予想されるため、
できるだけシャトルバスをご利用ください。

乗車時間 約15分

札幌駅北口 発車時刻	あいまる さっぽろ 発車時刻
10:00	10:20
10:40	11:00
11:20	11:40
12:30	12:50
13:10	13:30
13:50	14:10
	14:45
	15:20

札幌駅北口
のりば地図

お問い合わせ
札幌市動物愛護管理センター (あいまる さっぽろ)
TEL: 011-736-6134 Mail: inuneko@city.sapporo.jp
受付時間: 平日8:45～17:15 (土・日・祝を除く)

公式ホームページ

公式X (旧Twitter)



あいまる さっぽろ の環境対応

○ Net **Z**ero **E**nergy **B**uilding **ready** : ZEB ready
(ゼブ レディ)の認証

▶ 札幌市建設施設の
認証第一号

ZEB ready :

建物の材料や冷暖房の
仕組みを工夫することで、
通常の施設よりも50%以上
の省エネを実現した建築物

「あいまる さっぽろ」は
60%の省エネを達成



あいまる さっぽろ の受賞歴等

○ 商標登録 第6812962号
「あいまる さっぽろ」
(特許庁)

○ グッドデザイン賞2024
公共空間／土木／景観 分類
受賞番号 24G151227
(公社)日本デザイン振興会)

○ ウッドデザイン賞2024
施設 ライフスタイルデザイン部門
(一社)日本ウッドデザイン協会)

(木の良さや価値をデザインの力で再構築することを目的として、優れた建築・空間や製品、活動や仕組み、研究等を評価・表彰)



公衆浴場等におけるレジオネラ属菌 の自主検査に係る取組について

レジオネラ症について

- レジオネラ属菌を含んだ飛沫（エアロゾル）を吸い込むことで起こる感染症

人から人へは感染しない

- 四類感染症（感染症法）

医師に届出の義務がある

（例：エキノкокクス、デング熱等）

- 潜伏期間（感染してから発症するまで）

2～10日

○ポンティアック熱

- 主な症状
 - ・ 発熱
 - ・ 寒気
 - ・ 筋肉痛
- 特徴
 - 一般に軽症で数日で治ることが多い

○レジオネラ肺炎

- 主な症状
 - ・ 高熱
 - ・ 呼吸困難
 - ・ 筋肉痛
 - ・ 吐き気
 - ・ 下痢
 - ・ 意識障害
- 特徴
 - 急激に重症になり死亡する事もある

レジオネラ属菌の特徴

- 幅 0.3～0.9 μ m
- 長さ 2～20 μ m
- 5～63℃で生存が確認
- 水中、土壌に生息
- 配管などの設備内でも増殖
- 20～50℃で繁殖
 - 営業施設のお風呂で繁殖しやすい



- 塩素で消毒可能
 - 入浴施設では汚れが蓄積し、バイオフィルム（生物膜、ぬめり）が形成されることがある。バイオフィルム中のレジオネラ属菌には塩素が効きにくく、配管内で増殖する。

過去の集団感染事例

(人)

発生年月	県	施設・感染源	患者数	死者数
平成 14年 7月	宮崎	温泉施設	295	7
平成 20年 1月	兵庫	温泉施設	2	0
平成 21年 10月	岐阜	温泉施設	8	0
平成 24年 6月	埼玉	温泉施設	2	0
平成 26年 6月	埼玉	温泉施設	3	1
平成 27年 5月	岩手	一般公衆浴場施設	12	1
平成 29年 3月	広島	温泉施設	58	1
令和 4年 3月	兵庫	温泉施設	2	1

札幌市における集団感染事例の報告無し

札幌市の取組

- 札幌市レジオネラ属菌自主検査指導要領を策定（札幌市独自の取組）

要領の主な内容

- ・ 浴槽水等のレジオネラ属菌に係る自主検査の年間回数を規定
（水質基準：10 cfu/100 mL未満 回数：1～2回／年）
- ・ 自主検査結果の保健所への報告を求めている
⇒ 適合施設に対し、レジオネラ属菌自主検査確認証の交付

公衆浴場・旅館等の施設に対し、自主的な検査を促す仕組みを構築

自主検査確認証について

レジオネラ属菌 自主検査確認証

本施設は札幌市レジオネラ属菌自主検査指導要領に基づき令和5年度に水質検査を行い、その結果が水質基準に適合していることを確認しました。



令和6年（2024年）8月
札幌市保健所

自主検査でレジオネラ属菌が検出された施設に対する指導

- 対象施設への指導等

- ・ レジオネラ属菌が検出された浴槽の使用を中止すること
- ・ 浴槽、配管等の洗浄及び消毒を行うこと
- ・ 再度自主検査を行い、レジオネラ属菌の不検出を確認すること
- ・ 必要に応じて保健所職員による立入検査の実施

レジオネラ属菌の不検出を徹底させ、利用者の安全・安心を確保

自主検査結果の状況

年度	対象施設数	報告施設数 (%)	適合施設数 (適合/報告 %)
R元	229	214 (93.4%)	199 (93.0%)
R2	233	214 (91.8%)	194 (90.7%)
R3	235	202 (86.0%)	190 (94.1%)
R4	226	225 (99.6%)	210 (93.3%)
R5	232	232 (100%)	214 (92.2%)

例年、85%以上の施設から報告（令和5年度は100%）を受けており、そのうち、90%以上の施設が要領の基準を満たし、適合となっている。

まとめ

- 自主検査の報告件数は非常に高いレベルで維持されており、レジオネラ属菌に対する営業者の関心は高いものと推察される。
- 営業者は自主検査を、保健所は衛生管理に関するアドバイスをそれぞれ担当することで、施設の衛生水準の向上が図られている。
- 保健所と営業者ともに対策に取り組んでいる結果、札幌市では集団感染事例の報告がないものと考えられる。

今後も要領に基づく自主検査を実施するよう、呼びかけていく。

事業概要

骨髓移植では、ドナー登録者拡大のための啓発活動のほか、骨髓等の提供を行いやすい環境を整えることが重要です。令和6年4月1日、北海道の「骨髓ドナー助成事業費補助金交付要綱」が告示され、本市においては、令和6年7月31日付けで「札幌市骨髓ドナー助成金交付要綱」を策定し、令和6年10月よりドナーへの助成を開始いたしました。

○ 開始時期

令和6年10月1日 ※令和6年4月以降のドナーについても、制度開始前に遡って補助適用。

○ 助成内容

骨髓等の提供のための通院、入院、面談に要した日数×1万円
(1回の骨髓等の提供につき、10万円を限度)
その他、リーフレットに掲載のとおり

○ 周知等

- ・ 市民向けリーフレット作成
- ・ 移植認定病院（拠点病院）への説明、周知依頼
- ・ 市内医療機関への周知
- ・ 関係団体（北海道赤十字血液センター、北海道骨髓バンク推進協会等）との連携
- ・ 広報さっぽろ（10月号）に掲載
- ・ ホームページ掲載

○ 申請件数（本市）

R6.11.26時点 6件
参考）道内提供者数 R3；68件、R4；53件、R5；54件

小児慢性特定疾病児童等相談窓口の開設について①

■事業概要

小児がんや心臓の病気などの慢性疾病を抱える子どもたちの自立に向け、自立支援員が対応する総合相談窓口を設置

■対象

市内の小児慢性特定疾病児童等およびそのご家族など
(市内の小児慢性特定疾病児童等医療費助成受給者数：約2,000名)

小児慢性特定疾病児童等相談窓口の開設について②

【小児慢性特定疾病とは】

対象

- ・ 児童等（満20歳に満たない者）

疾病の要件

- ・ 慢性に経過し、生命を長期にわたって脅かすもの
- ・ 症状や治療が長期にわたり生活の質を低下させ、高額な医療費の負担が続くもの

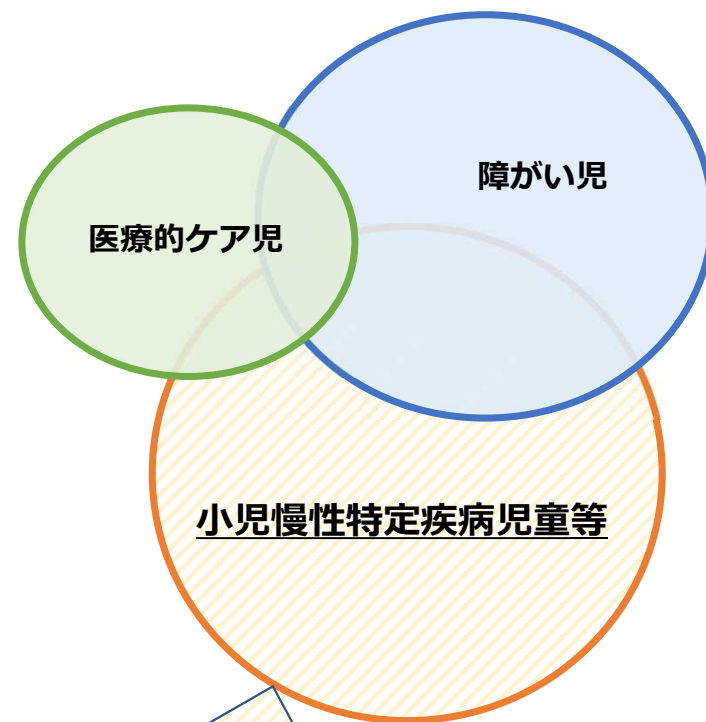
（国が指定する788疾病が対象）

例：小児がん（白血病等）、先天性の心臓病、潰瘍性大腸炎 など

医療費助成受給者の疾患群別人数

内分泌疾患 成長ホルモン分泌不全性低身長症 など	394	血液疾患 血小板機能異常症など	64
慢性心疾患 心中隔欠損など	291	染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群 ダウン症候群など	64
神経・筋疾患 筋ジストロフィーなど	248	慢性呼吸器疾患 気管支喘息など	63
悪性新生物 白血病・リンパ腫など	228	先天性代謝異常 ミトコンドリア病など	52
慢性消化器疾患 潰瘍性大腸炎など	222	骨系統疾患 骨形成不全症など	37
糖尿病 1型糖尿病など	130	脈管系疾患 脈管奇形など	24
慢性腎疾患 ネフローゼ症候群など	129	免疫疾患 後天性免疫不全症など	22
膠原病 全身性エリテマトーデスなど	78	皮膚疾患 先天性白皮症など	12

医療的ケア児・障がい児との関連イメージ



**小児慢性特定疾病児童等のうち
医療的ケア児向けの支援施策や障がい福祉サービス等
の利用に至らない児童が約7割程度いると推測される
(⇒自立に向けた支援や相談先が必要)**

小児慢性特定疾病児童等相談窓口の開設について③

■業務内容

生活、就園・就学・就労、療養、各種支援制度などの総合相談窓口

- … 悩みなどを整理し、解決方法を一緒に考える
- … 関係機関との連携や支援制度の紹介（調整や同行を含む）

■運営

北海道大学病院 ※北大病院以外の患者も対象
(小児慢性特定疾病児童等自立支援センター)

愛称：北大子どもサポートセンター、
アルモニ (Harmonie)



▲ロゴマーク

小児慢性特定疾病児童等相談窓口の開設について④

■開始日

2024年10月1日（火曜日）

■相談受付

- ・電話（月・水・木曜 10:00～16:00 、祝日・年末年始を除く）
- ・メール
- ・インターネット専用フォーム
- ・面談による相談対応は予約制

■所在地

北区北14条西5丁目（北海道大学病院）